

【ニューカレドニア】ニューカレドニア入国時の水際対策の緩和

【ポイント】

- ニューカレドニア政府は、ニューカレドニア入国時の水際対策の緩和を発表しました。
- 最新の情報や詳細はニューカレドニア政府ウェブサイトでご確認ください。

【本文】

1 ニューカレドニア政府は、ニューカレドニア出入国時の水際対策の緩和を発表しました。

(1) フランス本土・海外県からニューカレドニアへ入域するすべての12歳以上

ア 以下のいずれかが求められます。

- ・出発前72時間以内のPCR検査もしくは48時間以内の抗原検査の陰性証明書
- ・ワクチン接種証明書
- ・回復証明書(PCR検査または抗原検査11日後から6ヵ月後まで有効)

イ 政府が認めるワクチン接種完了者は、以下の通りです。

https://gouv.nc/sites/default/files/atoms/files/schema_vaccinal_entree_nc-10-05-2022.pdf

ファイザーなど mRNA ワクチンの場合、2回目接種から9ヶ月以内に3回目のブースター接種が必要です。

ウ ワクチン未接種者に対する、ニューカレドニア入域の理由の証明は不要になりました。

(2) 海外からニューカレドニアへ入国するすべての12歳以上のワクチン接種完了者
国別 zone 指定:

<https://www.interieur.gouv.fr/covid-19-deplacements-internationaux>

(日本はグリーンゾーン、オーストラリアはオレンジゾーン (5月18日時点))

ア 政府が指定するグリーン及びオレンジゾーン国(zone verte et orange)からの入国者

- ・搭乗時に、ワクチン接種完了の証明と宣誓書(attestation sur l'honneur)が求められます。

宣誓書フォーマット:

https://gouv.nc/sites/default/files/atoms/files/attestation_sur_lhonneur_v7.pdf

- ・ニューカレドニア到着48時間後、抗原検査の受検が求められます。

イ 政府が指定するレッドゾーン国(zone rouge)からの入国

- ・渡航が個人的または家族的なやむを得ない理由、緊急の健康上の理由、延期できない職業上の理由に基づいていることの証明が求められます(補足書類を提出してください)。
- ・出発前48時間以内のPCR検査もしくは24時間以内の抗原検査の陰性証明が求められます。
- ・搭乗時、宣誓書(attestation sur l'honneur)が求められます。
- ・到着後、7日間の自己隔離と抗原検査の受検(到着48時間後と隔離最終日)が必要です。

(3) 海外からニューカレドニアへ入国するワクチン未接種者

ア 政府が指定するグリーンゾーン国(zone verte)からの入国者)

- ・誓約書(attestation sur l'honneur)
- ・到着48日後の抗原検査受検

イ 政府が指定するオレンジゾーン国(zone orange)からの入国者

- ・渡航が個人的または家族的なやむを得ない理由、緊急の健康上の理由、延期できない職業上の理由に基づいていることの証明
- ・出発前72時間以内のPCR検査もしくは48時間以内の抗原検査の陰性証明書
- ・誓約書(attestation sur l'honneur)
- ・到着48日後の抗原検査受検

ウ 政府が指定するレッドゾーン国(zone rouge)からの入国者

- ・渡航が個人的または家族的なやむを得ない理由、緊急の健康上の理由、延期できない職業上の理由に基づいていることの証明
- ・出発前48時間以内のPCR検査もしくは24時間以内の抗原検査の陰性証明書
- ・誓約書(attestation sur l'honneur)
- ・到着後、7日間の自己隔離と抗原検査の受検(到着48時間後と隔離最終日)

2 最新の情報や詳細は、ニューカレドニア政府ウェブサイトでご確認ください。

(今回の水際対策措置)

<https://gouv.nc/niveau-alerte/infos-arrivees-se-rendre-en-nouvelle-caledonie>

(新型コロナウイルス関連全般)

<https://gouv.nc/coronavirus>

【参考になるサイト】

○在シドニー日本国総領事館ホームページ

・4月26日付領事メール(予防措置の延長)

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/20220426nc.pdf>

・3月29日付領事メール(3月28日(月)からの新たな段階的緩和措置等)

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/20220329nc.pdf>

・3月17日付領事メール(新たな段階的緩和措置(3月14日(月)から)、出入国時の水際措置の変更(3月10日(木))等)

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/20220317nc.pdf>

○ニューカレドニア保健省ホームページ

<https://dass.gouv.nc/>

○在ニューカレドニア仏高等弁務官事務所(新型コロナウイルス特設ページ)

<http://www.nouvelle-caledonie.gouv.fr/Actualites/COVID-19>

○ニューカレドニア観光局(新型コロナウイルスの状況について)

<https://www.newcaledonia.travel/ja/coronavirus>

○在シドニー日本国総領事館ホームページ(ニューカレドニア)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/visa_nc.html

○在フランス日本国大使館ホームページ

https://www.fr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12、1 O'Connell Street、

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web : https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email : japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届、たびレジに登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>